

○安芸市津波避難タワー条例施行規則

平成 26 年 3 月 24 日

規則第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、安芸市津波避難タワー条例(平成 26 年条例第 7 号。以下「条例」という。)第 3 条第 2 項の規定に基づく使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用時間)

第 2 条 安芸市津波避難タワー(以下「タワー」という。)の使用時間は、午前 9 時から午後 9 時までとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、これを変更することができる。

(使用許可の申請等)

第 3 条 条例第 3 条第 3 項の規定により使用許可を受けようとする者は、使用許可申請書(別記様式)を市長に提出しなければならない。

2 使用許可を受けた者が、許可された事項を変更しようとするときは、速やかに市長の承認を受けなければならない。

(使用許可書の交付)

第 4 条 市長は、前条第 1 項の申請書を受理し、その使用を許可するときは、使用許可書(別記様式)を申請者に交付するものとする。

(使用者の遵守事項)

第 5 条 タワーを使用する者(以下「使用者」という。)は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 危険物等を持ち込まないこと。
- (2) 所定の場所以外において喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (3) 施設、備品等を適切に取り扱うこと。
- (4) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をしないこと。
- (5) 関係職員の指示に従うこと。

(販売行為等の禁止)

第 6 条 使用者は、施設内において販売又は金品の寄附募集等の行為を行い、又は行わせてはならない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りはない。

(雑則)

第 7 条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式（第3条、第4条関係）

安芸市津波避難タワー使用許可申請書

平成 年 月 日

安芸市長 様

申請者 住 所

氏 名 (電話)

次のとおり安芸市津波避難タワーを使用したいので、許可して下さるよう申請します。

使用タワー名			
日時	年 月 日 (曜日)	時 分～	時 分
行事の名称			
目的		使用人数	人
講師 (指導者)	氏名		
責任者	住所		
	氏名 電話		

課長	課長補佐	係長	係	摘要	公印確認

安芸市津波避難タワー使用許可書

許可番号 号

申請者 様

上記の安芸市津波避難タワーの使用を許可する。

平成 年 月 日

安芸市長 印

※災害が発生した場合、予告なく許可を取り消す場合があります。

※当該使用が、暴力団の活動に利用されると認めるときは、安芸市暴力団排除条例第8条の規定により当該使用許可を取り消します。